

会第5号

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成28年3月18日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会

委員長 小寺 裕 雄

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第123条第2項中「速記法によつて速記する」を「録音その他議長が適当と認める方法によつて記録する」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。